

優れた技術や製品等を持つ県内中小企業者の海外展開を応援します！

12月末まで
随時募集！

支援対象経費の2分の1以内で、1案件あたりの上限

特許出願の場合 150万円、実用新案・意匠・商標の出願の場合 60万円

冒認対策商標の出願の場合 30万円

※審査委員会を経て助成企業を決定します。

※企業業が複数案件を申請する場合は、当該企業に対する助成限度額は各案件の上限の範囲内において、**300万円**となります。

助成対象企業

※次の①～⑥のすべてに該当する必要があります。

- ①島根県内に事業所を有する中小企業者等（地域団体商標では商工会議所等も対象）
- ②知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- ③助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。（冒認対策商標出願の場合は、外国における冒認出願対策の意思を有していること。）
- ④国や財団が行う事業実施後5年間の状況調査に協力すること。

※過年度の採択者で査定状況報告書等が未提出の場合は助成を受けることができません。

- ⑤産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

- ⑥助成事業に必要な書類の提出について出願業務を依頼する弁理士等の協力が得られる中小企業者

助成の対象となる経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	現地代理人に要する経費
国内代理人費用	国内代理人に要する経費
翻訳費用	翻訳に要する経費
その他	その他財団が必要と認めた経費

賃上げ実施企業に対する加点措置

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。
加点措置にあたって、以下注意点があります。

- 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1. 5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」の提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- 賃上げが1. 5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。

助成対象となる出願案件 ※次の①～③のすべてに該当する必要があります。

①申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許・実用新案（PCT 出願を含む）、意匠、商標出願を行っており、これから外国特許庁へ下記いずれかの方法により出願予定のものであること。

- (ア) パリ条約等に基づき、優先権等を主張して外国特許庁へ出願する方（但し商標登録出願の場合は優先権主張を要しない）
- (イ) 特許協力条約に基づき外国特許庁への出願を行う方法（PCT 出願を同国の国内段階へ移行する方法）
- (ウ) マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（マドプロ出願）
- (エ) 優先権の主張を伴うハーグ協定に基づく意匠のハーグ出願

②**令和5年2月28日までに、外国特許庁への出願および代理人等への振込みを完了して実績報告書を当財団へ提出する見込みであること。**

③先行技術調査等から外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。

※採択案件について、事業終了後、外国特許庁で審査請求が必要なものについては、期日までに必ず行っていただくことになります。また中間対応が生じたものについては原則として応答いただくことが必要です。

※採択された場合は、企業名、所在地、出願種別、交付決定金額等、外部公表いたします。

申請書類について

申請書類については下記サイトからダウンロードください。

https://www.joho-shimane.or.jp/news/wanted_subsidy/7171

※経済産業省が運営する補助金申請システム「JGrants（J グランツ）」を併用した申請も可能になります。
詳しくはお問い合わせください。

お申込み・お問合せ先

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課（担当：杉原）

島根県松江市北陵町1番地テクノアークしまね1階

TEL：0852-60-5112 FAX：0852-60-5106

E-mail：sat@joho-shimane.or.jp

その他

■海外の特許出願において、審査請求と中間対応については、（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）に補助制度（中小企業等外国出願中間手続支援事業）のご活用が可能です（出願対象国などのほか申請には一定の条件がありますので詳しくは以下の問い合わせ先にご確認ください）。

＜お問い合わせ先＞

（独）日本貿易振興機構 知的財産課 TEL：03-3582-5198

■知的財産に関して、INPIT 島根県知財総合支援窓口で相談が可能です。必要に応じて専門家を派遣します。
＜お問い合わせ先＞

島根県松江市北陵町1番地テクノアークしまね1階

INPIT 島根県知財総合支援窓口

TEL：0852-60-5145

FAX：0852-60-5148

E-mail：chizai@joho-shimane.or.jp

